

鳥取県特定地域づくり事業推進補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

(毎年度4月10日まで
年度途中から事業を開始の20日前)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

(交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出

(完了・廃止・中止から1カ月を経過する日と
翌年度の4月10日のいずれか早い日)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

資料提出・問い合わせ先 地域づくり推進部中山間・地域交通局中山間・地域振興課
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857-26-7961 chusan-chiiki@pref.tottori.lg.jp